用地対策連絡会全国協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、用地対策連絡会全国協議会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、公共用地取得の諸制度に関し、各地区の用地対策連絡(協議)会相互の 連絡を図り、あわせて損失補償基準の運用の調整及び損失補償に関する調査、研究等を 共同して行うことにより、公共用地の取得の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために必要な調査、研究情報資料の交換、収集及び整理並びに調査研究の成果を討議するための研究会等を行う。
- 2 本会は、別に定める用地対策連絡会全国協議会表彰規程により表彰を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

幹 事 会員毎に2名以内

会計監査員 1 名

(役員の選任)

- 第6条 会長は、関東地区用地対策連絡協議会会長をもってこれに充てる。
- 2 幹事は、各会員毎に選出する。
- 3 会計監査員は、会員に属する起業者のうちから、第9条の会議において選出する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 幹事は、第9条の会議の議決に基づいて会務を執行する。
- 3 会計監査員は、会計について監査を行う。

(事務局)

- 第8条 本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部に置く。
- 2 事務局長は、関東地区用地対策連絡協議会事務局長をもってこれに充てる。
- 3 事務局は、本会運営のための事務を行う。

(会議)

- 第9条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。
- 2 定例会議は、毎年1回開催する。
- 3 第1項以外の会議として各地区事務局長等会議及び事務局会議とし、必要に応じて開催するものとする。

(幹事会)

第10条 事業計画案の作成、予算案の作成、その他本会の事務を行うために必要がある

ときは、会長がその都度幹事会を招集する。

(検討部会)

- 第11条 第9条第3項の規定による事務局会議の下に調査・研究等を行う検討部会を設 置する。
- 2 検討部会は、各地区の検討課題、各種損失補償基準等の運用及び損失補償算定標準書 等について全国統一方針を検討するものとする。
- 3 検討部会の運営等については、別に定める要領によるものとする。

(分担金)

第12条 本会を運営するために、必要な経費が生じた場合には、会員は、事業活動に応じて、必要な経費を実費負担する。

(その他)

第13条 前条までに定めるもののほか、本会の運営等に関し必要を生じた事項について は、その都度会員に諮り決定するものとする。

附 則

この規約は、昭和44年7月24日から施行する。

ツ 昭和50年4月 1日から施行する。

"昭和52年4月 1日から施行する。

" 昭和54年4月 1日から施行する。

" 昭和55年6月17日から施行する。

昭和62年4月 1日から施行する。

" 平成 4年4月 1日から施行する。

" 平成 5年4月 1日から施行する。

" 平成10年4月 1日から施行する。

" 平成13年1月 6日から施行する。

ッ 平成20年6月12日から施行する。

" 平成21年6月11日から施行する。

" 平成22年6月 3日から施行する。

" 平成30年3月28日から施行する。

別 表

北	海	道	北海道用地対策連絡協議会
東		北	東北地区用地対策連絡会
関		東	関東地区用地対策連絡協議会
北		陸	北陸地区用地対策連絡会
中		部	中部地区用地対策連絡協議会
近		畿	近畿地区用地対策連絡協議会
中		国	中国地区用地対策連絡会
四		国	四国地区用地対策連絡協議会
九		州	九州地区用地対策連絡会
沖		縄	沖縄地区用地対策連絡会